

榛名春光園 2025年度 月額利用料金表

(単位:円)

対象収入による階層区分		月額利用料金		
年収金額(前年の1/1～12/31)		事務費 サービスの提供に要する費用	生活費 (3食付)	合計
1	夫婦収入合計の50%が150万円以下	7,000	57,114	64,114
	お一人で150万円以下	10,000	57,114	67,114
2	1,500,001～1,600,000	13,000	57,114	70,114
3	1,600,001～1,700,000	16,000	57,114	73,114
4	1,700,001～1,800,000	19,000	57,114	76,114
5	1,800,001～1,900,000	22,000	57,114	79,114
6	1,900,001～2,000,000	25,000	57,114	82,114
7	2,000,001～2,100,000	30,000	57,114	87,114
8	2,100,001～2,200,000	35,000	57,114	92,114
9	2,200,001～2,300,000	40,000	57,114	97,114
10	2,300,001～2,400,000	45,000	57,114	102,114
11	2,400,001～2,500,000	50,000	57,114	107,114
12	2,500,001～2,600,000	57,000	57,114	114,114
13	2,600,001～2,700,000	64,000	57,114	121,114
14	2,700,001～2,800,000	71,000	57,114	128,114
15	2,800,001～2,900,000	78,000	57,114	135,114
16	2,900,001～3,000,000	83,065	57,114	140,179
17	3,000,001～3,100,000	83,065	57,114	140,179
18	3,100,001～3,200,000	83,065	57,114	140,179
19	3,200,001～3,300,000	83,065	57,114	140,179
20	3,300,001～3,400,000	83,065	57,114	140,179
21	3,400,001円以上	83,065	57,114	140,179

※11月から3月までは冬期加算(共用部分の暖房費)として月額2,710円が上記合計に追加されます。

※「対象収入」とは、前年の収入から、租税・社会保険料・医療費等の経費を控除した額になります。

※「生活費」には、食費(3食分)、水道料が含まれます。

※上記以外に必要な利用料等

- ・居室の電気料(1KW/hの利用につき50円)
- ・個人契約による月々の電話料
- ・個人で購読される新聞代
- ・医療機関を受診した際の医療費
- ・榛名荘病院並びに新生会診療所以外の医療機関への定期受診時の公用車交通費(@1km走行/50円)
- ・業者へ依頼するクリーニング代
- ・各種有料で行われる行事の会費
- ・個人使用の石鹸、シャンプー、リンス、洗剤の購入代
- ・食事持ち帰りや置き置きの際の容器代(@50円)

※不必要となる費用

- ・NHKの受信料(NHKへ要申請)

【お問い合わせ先】

榛名春光園

〒370-3347 群馬県高崎市中室田町2110

TEL. 027-374-1108/FAX 027-374-6681

担当:園長 原 慶子、ソーシャルワーカー 長坂直哉

社会福祉法人 新生会

〒370-3347 群馬県高崎市中室田町5983

TEL. 027-374-1511(代)/FAX 027-374-1510

担当:法人本部 稲垣仁(ご入居関係総合窓口)